



平成21年5月27日

各 位

会 社 名 コーエーテクモホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 松 原 健 二
(コード番号 3635 東証第一部)
問合せ先 執行役員 CFO 浅 野 健 二 郎
(TEL 045-562-8111)

当社の設立に係る共同株式移転に対する反対株主からの 株式買取請求に関する株式買取代金の仮払いについてのお知らせ

平成21年5月25日付当社プレスリリース「当社の設立に係る共同株式移転に対する反対株主からの株式買取請求に関する価格決定の申立てについてのお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の完全子会社である株式会社コーエー及びテクモ株式会社（以下「テクモ」といいます。）が、同年4月1日を効力発生日として行った共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に反対するロイヤル バンク オブ カナダ トラスト カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「反対株主」といいます。なお、上記プレスリリースでお知らせしたとおり、投資権限を有する者はエフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーであると考えられます。）から、同日付で、株式買取価格決定の申立てがなされ、現在、東京地方裁判所に係属しております。

これに関して、本日、テクモは、会社法第806条第1項による「公正な価格」であるとテクモが考える下記金額にて買取請求に係る株式の買取代金の仮払い（以下「本仮払い」といいます。）を行うことを決定し、反対株主も本仮払いを受領することに合意しましたので、お知らせいたします。

なお、最終的にテクモが支払うべき代金については、裁判所による価格決定が確定するのを待つて調整されることとなりますので、下記の1株当たりの金額はあくまでも現時点での暫定的な金額となります。

記

1. 1株当たりの金額 620円（本株式移転の効力発生日である平成21年4月1日の直前の最終取引日である同年3月25日の直近1ヵ月間のテクモ株式の終値の平均）
2. 本仮払合計金額 2,412,234,000円
なお、本仮払いがなされた場合には、本仮払合計金額に対する会社法第807条第4項に定める年6分の利息は発生しないこととなります。
3. 今後の見通し
(1) 本仮払金の支払日 平成21年5月29日（金）
(2) 連結業績に与える影響 本仮払いに伴う計上につきましては、貸借対照表上の資産の移動のみであり、損益に与える影響はございません。

以 上